

次世代育成支援

シーエヌ株式会社では、次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づき、次のとおり一般事業主行動計画を定め、その計画目標達成に向けて行動いたします。全社員が活躍できる雇用環境の整備を行い、仕事と生活の調和・働きやすい職場づくりに取り組んでまいります。

【計画期間】 2024年4月1日～2029年3月31日

【行動計画】

1 男性の子育て目的の休暇の取得促進

対策：制度について周知を図り、適切な運用に取り組む

2 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備

- ・男性の育児休業取得を促進するための措置の実施
- ・育児休業に関する規定の整備、労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知

目標：社員に周知するための説明会の実施及び関連条例や情報類の提供を行う

3 子どもを育てる労働者が利用できる措置の実施

- ・始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度

対策：業務内容等の検討見直しを実施

4 労働者が子どもの看護のための休暇について、時間単位で取得できる等より利用しやすい制度の為の検討

対策：社員への周知と啓発の継続的な実施を行う

5 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

対策：社員に周知するための説明会の実施及び関連条例や情報類の提供を行う

6 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

対策：計画年休を設定し、周知する

7 短時間正社員制度の導入・定着

対策：社員が希望する勤務の導入